

中野区立平和の森公園及び中野区立総合体育館の指定管理者の募集について

現在整備中である中野区立平和の森公園及び中野区立総合体育館については、令和2年度から、当該施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度を導入する予定である。そのため、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、以下のとおり候補者を公募する。

1 対象施設の概要

(1) 名称

中野区立平和の森公園及び中野区立総合体育館

(2) 所在地

中野区新井三丁目37番及び10番

2 管理運営の基本的な考え方

- (1) 民間事業者の創意工夫により、安定した質の高いサービスを提供すること。
- (2) 管理経費の縮減に努め、効率的な運営を行うこと。
- (3) 関係団体・地域団体等の活動の場として多く使用されることを踏まえ、円滑な連携、協力体制を整えること。
- (4) 利用者の安全に十分留意し、危機管理体制を構築すること。

3 応募事業者の資格

- (1) 法人等の団体であること。
- (2) 指定管理業務を満たす資格・免許等を有していること。
- (3) 施設の管理にあたり、類似施設の管理実績を有していること。(共同事業体で応募する場合は、構成団体が満たしていれば可。)

4 事業者選定の方法

企画提案公募型事業者選定方式（プロポーザル方式）により選定する。
選定にあたり中野区立平和の森公園及び中野区立総合体育館指定管理者候

補者選定委員会を設置する。

5 指定期間

令和2年（2020年）4月（中野区立総合体育館の開設の日）
～令和7年（2025年）3月31日（5年間）

6 今後のスケジュール（予定）

令和元年	8月上旬	募集要項の公表（公告）
	8月中旬～9月中旬	募集期間
	10月上旬	総合体育館の開館時間の拡大について の考え方の報告（厚生委員会）
	10月中旬頃	候補者決定
	11月下旬	議案の提案（指定管理者の指定）
令和2年	4月	協定締結 指定管理者による業務開始